



長野県報

9月19日(金)
平成15年
(2003年)
号外

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム) 1

訓令

長野県文書規程の一部改正(文書学事課) 1



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年9月19日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第53号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第47条第9号中「及び治水・利水ダム等検討委員会」を削る。

第51条の6に次の1項を加える。

2 政策チームに、治水・利水対策推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 長野県治水・利水ダム等検討委員会条例(平成13年長野県条例第26号)第2条各号に掲げる河川の流域に係る治水対策及び利水対策の総合調整に関すること。

(2) 治水・利水ダム等検討委員会の庶務に関すること。

別表第1の河川課の項中「及び第4号」を「、第4号及び第9号」に、「、第7号及び第9号」を「及び第7号」に、「第6号の事項、」を「第6号の事項並びに」に改め、「並びに第9号のうち治水・利水ダム等検討委員会の庶務に関する事項」を削る。

別表第32の2の長野県治水・利水ダム等検討委員会の項を削り、同2の長野県景観審議会の項の次に次のように加える。

長野県治水・利水ダム等検討委員会	長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第2条の規定による同条各号に掲げる河川の流域に係るダム等を含む総合的な治水・利水対策に関する事項の調査審議に關すること。	政策チーム
------------------	--	-------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政システム改革チーム



長野県訓令第13号

本庁内部部局

現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正します。

平成15年9月19日

長野県知事 田中康夫

別表第3の1中

「政策チーム」を
「政策チーム 政策チーム 治水・利水対策推進室」に改める。」

文書学事課